

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、会社A（以下「会社」という。）に雇用され、同社B営業所（以下「事業場」という。）において営業職として業務に従事していた。
- 2 被災者は、同年〇月〇日、出勤途上の連絡橋から転落し、心肺停止状態でC医療機関に救急搬送されたが、同日午前〇時過ぎ死亡した。死亡診断書には、「直接死因：失血死、直接死因の原因：多発頭蓋骨折、静脈洞損傷、死因の種類：外因死」と記載されている。請求人によると、達成困難な営業目標を課されたこと等により精神障害を発病したことが原因で自死したものであるという。
- 3 本件は、請求人が被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病の有無及び時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け「被災者の心理的負荷による精神障害等に係る医学的見解について」において、要旨、請求人、請求人の妻（以下「被災者の母」という。）及び事業場関係者の申述等を踏まえた上で、平成〇年〇月〇日の自死直前までにはICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したと判断している。

当審査会としても、被災者の症状及びその経過等からみて、専門部会の意見を妥当なものであると判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準」という。）の「特別な出来事」に該当する出来事は見受けられない。

(4) 請求人は、被災者にとって、業務による心理的負荷をもたらした出来事として、①Dに同行して車で移動する際の受動喫煙を契機として気管支喘息を発症したこと、②営業活動として1日当たり50軒の店舗を訪問することなどの達成困難なノルマを課されたこと及び③営業活動の報告の際、ノルマを達成できなかったことにより、上司から強い叱責を受けたことを主張しているので、以下検討する。

ア ①の出来事について

請求人は、平成〇年〇月初旬、被災者がDの営業活動に同行する際に、Dが

車内で喫煙したことを契機に気管支喘息等を発症したこと、Dは、被災者の症状が治まった後に喫煙を再開する等、被災者への配慮が足りなかったことを主張している。

この点、E医師は、同年〇月〇日付け意見書において、被災者の自覚症状及び検査所見から、気管支喘息及び急性気管支炎と診断したと述べ、閉め切った車内での受動喫煙と喘息発症には少なからず因果関係があるのではないかと述べている。これに対し、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、被災者に発症した疾病は気管支喘息及び急性気管支炎であるものの、気管支喘息の発症は、個体因子と環境因子が複雑に絡み合って形成されるが、受動喫煙の翌日より症状を認めていること等を考慮すると、個体因子の関与が大きいと考えられ、被災者の気管支喘息発症と業務との間に相当因果関係を認めるのは困難であると考えたと述べている。

当審査会としても、E医師の意見は可能性を述べたものにすぎないのに対し、F医師は個体因子や環境因子の関与を考慮して判断していることから、F医師の意見は妥当であり、被災者が気管支喘息及び急性気管支炎を発症したことは認められるものの、それらの発症と業務との相当因果関係は認められず、同出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「(重度の)病気やケガをした」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)には該当しないと判断する。

一方、非喫煙者である被災者にとって、Dの喫煙に伴う受動喫煙は一定の心理的負荷になったことは推認し得るところ、当審査会としては、Dの喫煙に伴い、被災者が苦痛を感じ、マスクを着用して対処したという出来事を認定基準別表1の具体的出来事「ひどい嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」

(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に該当するとして評価すると、一件記録を精査するも、Dが請求人の人間性を否定することを意図して喫煙を行ったものとは認められず、その心理的負荷の総合評価は「弱」にとどまるものであると判断する。

イ ②の出来事について

請求人は、平成〇年〇月より被災者の1日の営業活動のノルマとして、50軒の店舗を訪問することや3件の成果を上げることが設定され、これらは新入社員にとって達成困難なものであり、さらに、同年〇月以降、成果のノルマが3件から5件に増加したことから、被災者が受けた精神的負荷は著しく

強かったと主張する。

この点、Gは、要旨、1日当たり軒50の店舗を訪問すれば、そのうち何軒かに話を聞いてもらえて成果につながることを、インストラクターのDから被災者の様子を聞いた上で成果の目標を3件としたことを述べ、Hは、要旨、「平成〇年〇月、営業職としての成長を見込んで、成果の目標を3件から5件に変更した。」と述べている。また、「会社は、営業所に配属された新人に対して、1日当たり50軒の店舗を訪問し、10件の成果を上げることを基本の営業目標として設定している。」とも述べている。

次に、被災者の営業活動の状況を見ると、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間、訪問軒数が50軒を超えた日が1日あり、また、40軒以上の店舗を訪問した日も8日間あることが認められる。また、被災者の母の申述から、被災者は、1日当たり最大3件の成果を上げていたこともあることが認められる。一方、入社〇年目であるIは、要旨、「1日当たり50軒訪問するには時間が足りず、Hの場合、通常20～30軒程度であり、同年〇月中、50軒訪問できたのは2日か3日で、成果は平均4～5件程度であった。」と述べている。

そうすると、②の出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「達成困難なノルマが課された」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当し、上記被災者の営業活動の状況及び事業場関係者の申述より、店舗の訪問数の目標については、時間的制約等により1日当たり50軒の店舗を訪問するのは困難ではあるものの、被災者やIが1日に50軒以上の店舗を訪問した日もみられることから、営業目標は、達成が不可能なものであるとはいえないとみるのが相当であり、また、成果の目標については、会社があらかじめ新入社員に対して設定する1日10件という目標を、Gが被災者の様子等を考慮して3件に変更し、その後、Hが5件に変更し直したという経緯からすると、被災者に課された成果の目標は、被災者の営業活動の状況等を考慮して設定されたものであり、被災者に対して理不尽に設定されたものとはいえず、その心理的負荷の総合評価は「中」ととどまるものと判断する。

ウ ③の出来事について

請求人は、被災者が、上司に1日の活動報告をする際に、ノルマが達成できなかった場合は上司から強い叱責を受け、さらに、上司に報告をすること自

体が被災者にとって大きな精神的負担になっていたと主張する。

この点、Dは、要旨、「被災者から午後〇時に電話でその日1日の報告を受け、被災者が営業目標を達成できなかった場合は、理由を確認し、店舗を回れていないことや成果が出ていないことについて指導をした。」と述べるとともに、「被災者が数日かけて200軒訪問したにもかかわらず成果が1件であったときは『異常な数字やで、もう1回考えよか』と説明し、指導をする際に怒ったり怒鳴ったりするという事はなかった。」と述べており、G及びHは、要旨、「Dは声を荒げて怒ったり怒鳴ったりするという事ははない。」と述べている。

また、Iは、要旨、「Hが所長に赴任した平成〇年〇月からは、Hに対しても活動報告をするようになり、訪問軒数や成果が目標に到達していないときは、理由を説明し、営業の仕方のアドバイスや指導を受けた。」と述べ、Hは、要旨、「同月から自身が事業場の所長に赴任し、所員から所長への報告の仕方等が変わり、被災者は、D及びHに対して1日合計2回にわたり営業の報告をする必要があったため、苦しい思いをしていたのではないかと述べている。

そうすると、③の出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「ノルマが達成できなかった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当し、決定書理由(略)に説示のとおり、被災者が訪問や成果の目標が達成できなかった場合、D及びHにその理由等の説明を行い、その際に、D及びHから業務上の指導が行われたが、それは暴言や恫喝を伴うものではなかったものの、被災者がその内容を重く受け止めたものと解するのが相当であり、訪問や成果の目標が達成できなかった場合でも減給等のペナルティや責任を問われることはなかったことからすると、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

エ 請求人は、Dが被災者を顧みず、上司からの助力がなかったことを被災者の心理的負荷の増大要因として評価すべきであると主張している。

この点、事業場関係者の申述より、Dは平成〇年〇月〇日から1週間程度不在であったことが認められるものの、営業日報兼運転日報には、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの間及び同月〇日、被災者の営業活動にD等が同行していたことが記載されており、また、Iは、Dが不在の間はJが被災者をフォローしていた旨述べていることから、被災者に助力がなかったとは判

断し得ず、請求人の主張は採用できない。

- (5) 以上のとおり、評価期間における出来事は、心理的負荷の総合評価が「弱」となる出来事が2つ、「中」となる出来事が1つであり、被災者に恒常的な長時間労働は生じていないことから、被災者の業務による心理的負荷の全体評価は「中」と判断する。
- (6) 業務以外の心理的負荷や個体側要因については、特に評価すべき要因は認められない。
- (7) したがって、被災者に係る業務による心理的負荷の全体評価は「中」であり、「強」には至らないことから、被災者に発病し自死に至った本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。